

平成28年 月 日
研究大学強化促進事業推進委員会

研究大学強化促進事業の推進・強化の方向性 (補足文書)

平成25年度に創設された本事業の目的は、以下のとおりとなっている（「研究大学強化促進事業募集要領 平成25年5月文部科学省」から抜粋）。

[事業の目的]

本事業は、大学等全体の学術研究機能に着目し、大学等が、自らの研究活動の状況分析を踏まえ、研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材（リサーチ・アドミニストレーターを含む。）群の確保・活用や、競争力のある研究の加速化促進、先駆的な研究分野の創出、国際水準の研究環境の整備などの集中的な研究環境改革を効果的に組み合わせた取組を実施することを支援することにより、各大学等における研究力強化を促進し、世界水準の優れた研究活動を行う大学群の増強に資することを目的としています。

創設以来、本事業は22機関を対象に助成を実施してきている。平成26年度には、本事業の実施に当たり、審査及び評価等に係る必要な業務を行うことを目的として本委員会が設置され、全対象機関についてフォローアップを実施した。その結果、次の点が確認された。

- ① URAの配置状況については、当初の配置計画が達成（配置数/計画：217名/201名）され、自主財源等による配置と相俟って、量的な体制整備が大きく進展していること。
- ② URAの確保・配置、それらを活用するための推進体制の整備、IR機能の強化を図りつつ、これらを基盤として、強みを活かした国際共同研究、異分野融合プロジェクト(拠点)等の推進など、研究環境改革の具体的な取組等が、学長・機構長等のリーダーシップの下、着実に進捗していること。

一方で、研究環境改革の一環として、掲げられている人材の多様化については、特に若手研究人材の育成の面で課題が見られ、今後、本事業による取組も活用しつつ、研究機関全体を通じて取組を重点化・加速化していくことが求められる旨、総括を行った。

本事業は、10年の実施期間の中間となる5年目に中間評価を行い、必要に応じて対象機関の見直しを行うことも検討することとしてきた。このため、委員会としては、フォローアップで得られた知見やその後の各機関の対応状況を踏まえて分析を更に深め、URAの確保・配置を含めた、これまで4年間（平成25～28年度）の取組の成果・効果等について評価を行うこととする。

一方、今後の5年間で展望する場合、本事業開始時に設定されていなかった

国家戦略や計画（「国立大学経営力戦略」、「第5期科学技術基本計画」など。後記参照）との関連性を踏まえて本事業の運営を図っていくことが求められる。対象機関をはじめとする研究大学群については、これらの戦略等の推進や目標の達成を牽引する役割が期待される所であり、そうした負託に一層応えるような支援の枠組みづくりが望まれる。

具体的には、これまでのUR Aの活用方策等を含めた活動の成果や課題に加え、最近の国家戦略等を踏まえ、①単にUR Aの配置・活用の普及のみならず、IR機能の飛躍的な充実を通じ、学長・研究担当理事のリーダーシップを強化すること、②そうした研究マネジメント体制の下、研究力強化の構想を再構築し、当該構想を実現する要として、本事業の支援対象となる取組を明確に位置づけることを目指していくべきである。

このように、本事業において、中間評価以降の平成30年度からの5年間は、第2段階として位置づけられる。今般の中間評価では、当初構想・計画に対する進捗状況のみならず、第2段階に向けた将来構想の発展性についても評価の対象とし、それら全体を総合して判断することとしている。

その際、個々の研究機関の強みや特性を活かした体制・構想づくり、取組の具体化・焦点化が重要であることに鑑み、一律的な評価に陥らないよう、注意しなければならない。

以上、各対象機関において中間評価の基礎資料となる報告書（とりわけ将来構想報告書）を検討・作成するに当たっては、これらの動向等を十分考慮し、適切に対応されることを期待する。

【文部科学省への要望】

本委員会としては、当面、現在の対象機関への継続的な支援を念頭に置いて中間評価の作業を進めていくこととなるが、それと並行して、文部科学省において、以下の点に留意して本事業の推進に取り組むことを求めたい。

- ◆ 平成30年度以降の本事業の在り方については、科学技術・学術審議会における研究力の強化方策に関する審議や、中央教育審議会における次期教育振興基本計画の策定に関する審議を踏まえて検討を深め、その推進・強化を図っていくこと。
- ◆ 本事業の推進に当たっては、我が国の研究大学群の増強・厚層化に向けた総合的な戦略の一環として、大学政策及び科学技術政策の中で適切に位置づけ、関係施策と一体となって相乗効果を発揮するようにしていくこと。
- ◆ 平成29年度においては、所期の計画を確実に実行するため、必要な助成水準を確保するとともに、国家戦略等の観点から望ましい措置は可能な範囲で前倒しして実行していくこと。

＜将来構想の策定に当たって参照すべき主な国家戦略等＞

■ 国立大学経営力戦略（平成 27 年 6 月 16 日 文部科学省）

Ⅱ. 経営力を強化するための方策

1. 大学の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

重点支援① 主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援。

重点支援② 主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で、地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援。

重点支援③ 主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援。

■ 第 5 期科学技術基本計画（平成28年1月28日閣議決定）

第 4 章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

（1）人材力の強化

① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進

ii) 科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進

科学技術イノベーションを担う多様な人材について、キャリアパスの確立と人材の育成・確保のための取組を推進する。

（2）知の基盤の強化

我が国が世界の中で存在感を発揮していくため、学際的・分野融合的な研究や国際共同研究を推進するとともに、国内外から第一線の研究者を引き付ける世界トップレベルの研究拠点を形成する。なお、こうした取組の実施に当たっては、研究者が腰を据えて研究に取り組める環境を整備することや、組織の多様性・自律性を尊重しつつ、長期的な観点で成果の創出を見守ることが重要であることにも留意する。

■ 参考 第 5 期科学技術基本計画における指標及び目標値について

（平成27年12月18日総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5sanko.pdf>

■ 科学技術イノベーション総合戦略2016（平成28年5月24日閣議決定）

第3章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

（2）知の基盤の強化

【重きを置くべき取組】

I イノベーションの源泉としての学術研究と戦略的・要請的な基礎研究の推進

○世界トップレベルの研究拠点の形成等の促進

国内外から第一線の研究者を引き付ける拠点を形成する世界トップレベル研究拠点プログラム（WP I）について、世界的な知名度の維持・向上を図りつつ、国際的な頭脳循環の中核となる研究拠点の着実な形成に取り組む。さらに、WP Iの手法・成果を展開しつつ、地域の大学等を含め、特定分野で世界に伍する国際的研究拠点を形成することで、国内外から第一線の研究者を惹きつける取組を推進する。また、我が国の基礎研究の向上に資するような国際協力によるオープンイノベーション拠点の形成や戦略的な国際共同研究の促進等に取り組む。

■ 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

第二 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

7. 中堅企業・中小企業、小規模事業者の革新

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 中堅企業・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立

③ 地域イノベーションの推進

潜在的に高い研究力を有する地域の大学を中心とした20程度の拠点において、優秀な外国人研究者の招へいによる国際共同研究の促進や研究支援人材の配置等を行うことにより、世界に通用する研究分野を育成する。

■ 「ニッポン一億総活躍プラン」第一の矢「名目GDP600兆円経済の実現」

（平成28年6月2日閣議決定）

人口減少局面における成長力の強化（生産性革命に向けた取組の加速）

⑤ イノベーション・ベンチャー創出力強化（イノベーション・ナショナルシステムの構築）

【具体的な施策】

- ・ 基礎研究や学術研究等を強化、世界から優秀で多様な人材が集う世界トップレベル研究拠点を構築。
- ・ 潜在的に高い研究力を有する地域の大学を中心とした20程度の拠点で世界に通用する研究分野を育成。

※以上の戦略等は、本事業に関連する主なものを掲げたものであり、各機関のビジョンに照らして、これら以外を考慮することを妨げる趣旨ではない。